

CITY OF YOKOHAMA

新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度にかかる
横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について

令和6年9月
横浜市建築局

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

1 制度概要・経過

2 施行規則改正の内容

2-1 説明の時期、説明内容

2-2 報告者、報告時期、報告内容

2-3 書類の保存年限、書面の記載事項

意見募集を実施（令和6年1月15日～2月14日）
結果は下部に記載のURLをご参照ください。

今回の意見募集

3 今後のスケジュール

※【意見募集の結果】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/setsumei/ikenbosyuu.html>

1 制度概要・経過

横浜市では、建築物省エネ法の改正を住宅・建築物の脱炭素化に向けた市民の皆様への脱炭素ライフスタイルの浸透を促す好機と捉え、次の取組を実施します。

制度概要

- (1) 市域全体を再エネ設備の促進区域とする「**促進計画**」の策定
- (2) 再エネ設備の導入効果及び省エネ性能向上について
建築士が説明する制度の創設
- (3) 市内で一定数以上の住宅を設計する建築士事務所に対し
説明結果を市に報告する制度の創設

1 制度概要・経過

経過

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 令和4年6月 | 改正建築物省エネ法公布 |
| 令和6年1月15日～2月14日 | 新制度案についての市民意見募集 |
| 令和6年6月 | 説明報告制度にかかる改正条例（新制度）議決 |
| 令和6年9月 | <u>条例に基づく施行規則改正について市民意見募集</u> |

今回

1 制度概要・経過

2 施行規則改正の内容

2-1 説明の時期、説明内容

2-2 報告者、報告時期、報告内容

2-3 書類の保存年限、書面の記載事項

意見募集を実施（令和6年1月15日～2月14日）
結果は下部に記載のURLをご参照ください。

今回の意見募集

3 今後のスケジュール

※【意見募集の結果】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/setsumei/ikenbosyuu.html>

2-1 説明の時期、説明内容

すでに意見募集を実施済み

YOKOHAMA
GO GREEN

表 建築主への説明制度の内容

	再エネ設備 (建築物省エネ法による規定)	省エネ性能 (条例による規定) ※
対象の建物	10㎡を超える新築、増築	10㎡を超える住宅の新築、増築
説明者→被説明者	建築士 → 建築主	建築士 → 建築主
説明の時期	設計の依頼後、建築工事に着手するまで	設計の依頼後、建築工事に着手するまで
説明内容 (項目)	建築主に説明要否意思確認後の上実施	建築主に説明要否意思確認後の上実施
	設置可能な設備、 設置可能規模(kW、㎡等)	<ul style="list-style-type: none"> 断熱等性能等級5以上の基準への適否 (適合していない場合は、適合するための措置を含む) 一次エネルギー消費量等級6の基準への適否 (適合していない場合は、適合するための措置を含む) 気密性能の確保の方法等

法令及び条例等で定めている範囲

施行規則で定める範囲

【新制度にかかる意見募集の結果】

2-2 報告者、報告時期、報告内容 **すでに意見募集を実施済み**

説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けたさらなる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所について、生活環境保全条例及び施行規則を改正し、説明結果を市に報告する制度を創設します。

表 横浜市への報告制度の内容

条例で定めている範囲

対象の建築物	10㎡を超える住宅の新築、増築
報告者	市内で設計した住宅の年間延べ面積の合計が15,000㎡以上かつ5棟以上の建築士事務所
報告時期	説明を行った翌年度
報告内容	説明実施の有無、説明を行った内容、設計完了時の再エネ設備の設置規模及び省エネ性能（UA値、BEI）

施行規則で定める範囲

【新制度にかかる意見募集の結果】

2-3 書類の保存年限、書面の記載事項

条例改正を踏まえ、**今回の施行規則改正にかかる意見募集**は、以下、図書の保存年限、書面の記載事項について行います。

説明・報告にかかる図書の保存年限	15年間
説明にかかる書面の記載事項	(1)説明の年月日 (2)説明の相手方の氏名又は名称（法人の場合は代表者名） (3)住宅の所在地 (4)住宅が規則指定基準 ^{※1} 又は規則指定上位基準 ^{※2} に適合するか否かの別 (5)(4)において適合しない場合、当該住宅のエネルギー消費性能の確保のために取るべき措置
説明要否の意思の表明にかかる書面の記載事項	(1)意思の表明年月日 (2)意思表明を行った建築主の氏名又は名称（法人の場合は代表者名） (3)評価を及び説明を要しない住宅の所在地 (4)建築士の氏名、一級、二級又は木造の建築士の別及びその者の登録番号

※1：断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6の基準

※2：断熱等性能等級6以上及び一次エネルギー消費量等級6の基準

1 制度概要・経過

2 施行規則改正の内容

2-1 説明の時期、説明内容

2-2 報告者、報告時期、報告内容

2-3 書類の保存年限、書面の記載事項

意見募集を実施（令和6年1月15日～2月14日）
結果は下部に記載のURLをご参照ください。

今回の意見募集

3 今後のスケジュール

※【意見募集の結果】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/setsumei/ikenbosyuu.html>

3 今後のスケジュール

- | | |
|------------------|--|
| 令和6年9月27日～10月28日 | 新制度の規則案についての市民意見募集 |
| 令和6年11月（予定） | 市民意見募集の結果の公示 |
| 令和7年1月（予定） | 生活環境保全条例施行規則改正 |
| 令和7年4月（予定） | 改正建築物省エネ法の施行（省エネ基準適合義務）
<u>新制度の施行</u> |

參考資料

1 背景及び制度概要

■ 横浜市の脱炭素化に向けた方向性（地球温暖化対策実行計画）

- 2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現
→温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現
- 2030年度の温室効果ガス排出削減目標は、2013年度比50%
- 2027年度に国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の開催予定



建築物分野においても、脱炭素化に向けた取組を加速することが必要

1 背景及び制度概要

■ 建築物省エネ法の改正による建築物の脱炭素化に向けた措置の追加

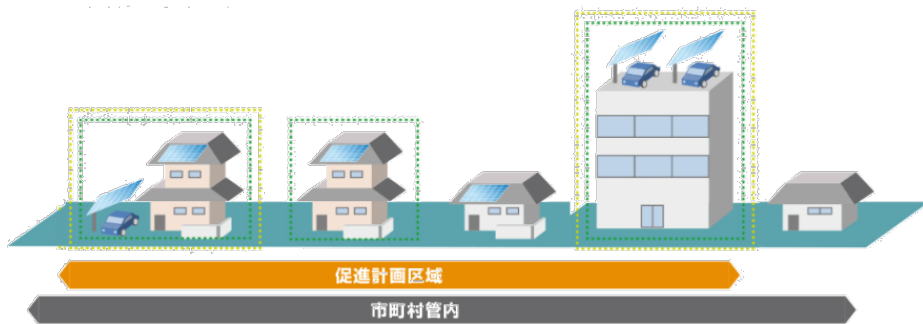
令和4年6月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」）が改正され、建築物分野においても、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取組を強化するため、以下の措置が追加されました。

- (1) 再生可能エネルギー利用設備（以下、「再エネ設備」）の設置の促進のための建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度
- (2) 建築物の省エネルギー性能（以下、「省エネ性能」）の向上のための省エネ基準適合義務

1 背景及び制度概要

(1) 再エネ設備の設置促進のための建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

- ・ 令和6年4月から、再エネ設備の導入促進に向けた「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」を市町村が適用できるようになります。
- ・ 市町村が「**促進計画**」を策定することで、計画に定める促進区域内において、建築士の説明義務や形態制限の緩和など、再エネ設備の設置を促進する措置を講ずることが可能になります。



< 促進区域内に適用される措置 >

- ・ 建築士による再エネ導入効果の説明義務
- ・ 市町村の努力義務
- ・ 建築主の努力義務
- ・ 形態制限の緩和

1 背景及び制度概要

(2) 建築物の省エネ性能の向上のための省エネ基準適合義務

令和7年4月（予定）から原則全ての新築住宅・非住宅に対する省エネ基準の適合義務等が講じられます。

【建築主の性能向上努力義務】



1 背景及び制度概要

(1) 再エネ設備の導入効果に関する説明制度

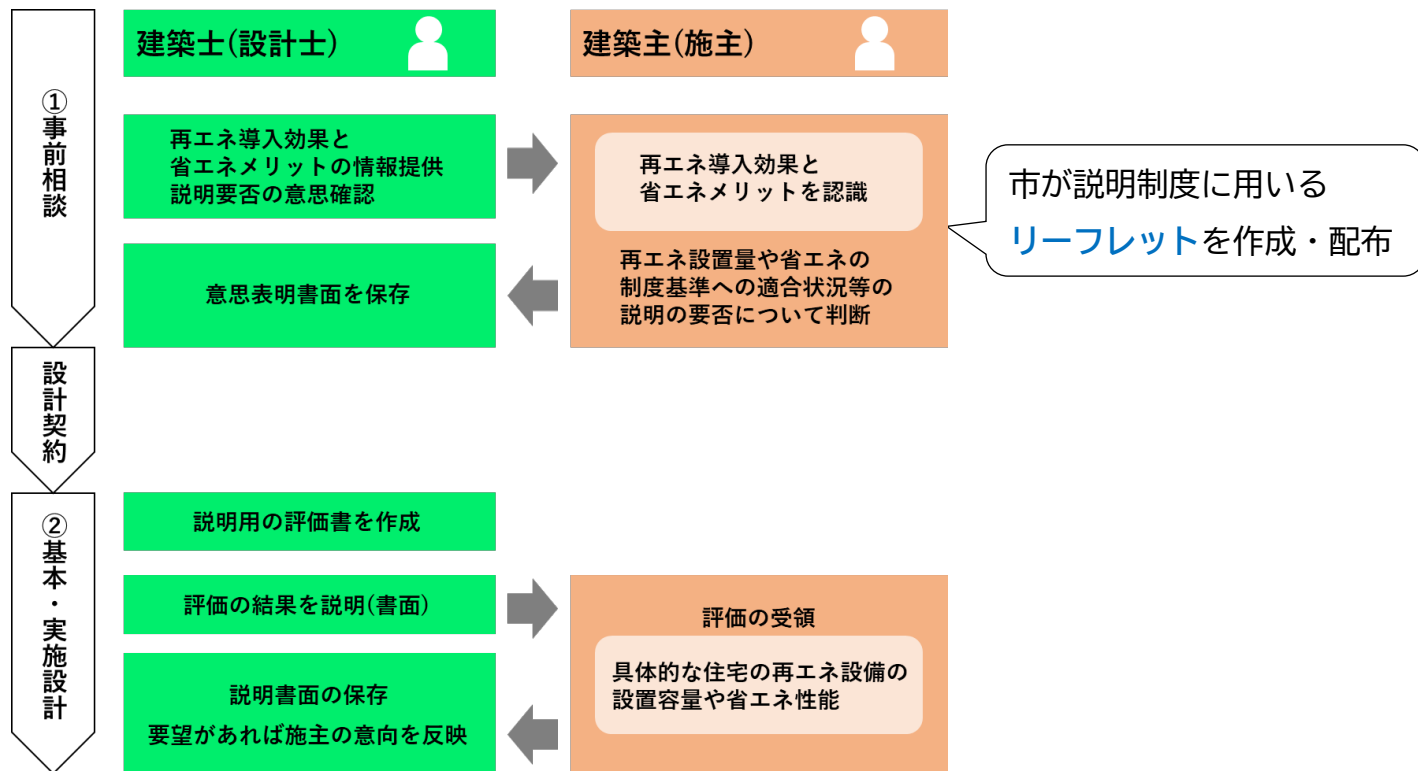
建築物省エネ法に基づき、専門的知識を有する建築士から建築主に対し、再エネ設備の導入効果を説明する制度を創設しました。

(2) 省エネ性能向上に関する説明制度

建築物省エネ法に基づき、専門的知識を有する建築士から建築主に対し、再エネ設備の導入効果を説明する制度を創設しました。

1 背景及び制度概要

■ 説明制度の流れ



⇒ 建築主に説明要否の意思確認の上、書面にて説明を実施